

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業（第13期）を実施します
－ 令和6年2月1日から3月31日の間のLPガス価格高騰相当分を支援 －
申請受付は令和6年5月30日（木）まで

国土交通省では、現在の原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和するため、LPガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援する事業を実施しています。今般、第1期～第12期に続き、第13期（令和6年2月1日～3月31日）の申請受付を開始します。

1 補助対象事業者

一般乗用旅客自動車運送事業者

2 申請受付期間

令和6年4月9日（火）～5月30日（木）16:00

3 支援内容

令和6年2月1日～3月31日の間における、LPガスの価格高騰相当分を支援。

※令和6年4月以降の事業については、別途お知らせします。

4 事業の執行団体

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局（パシフィックコンサルタンツ(株)内）
具体的な事業内容や申請方法等の詳細については、事務局のホームページをご確認ください。

【事務局特設Webサイト】

<https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/>

※第1期～第12期とは申請書、電話番号、提出メールアドレス等が異なりますのでご注意ください。

5 その他

- ・第1期～第12期（令和4年1月～令和6年1月分）の受付は、終了しております。
- ・第10期～第12期に補助金を受領された事業者においては、第13期については申請が簡便になる場合があります。詳しくは事務局特設Webサイトをご覧ください。

【お問い合わせ先】

（補助事業の申請に関すること）

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局
（パシフィックコンサルタンツ(株)内）

TEL：050-5536-1109

※第1期～第12期と電話番号が異なります。ご注意ください。

（事業全般に関すること）

物流・自動車局旅客課 能勢、紙谷
代表：(03) 5253-8111（内線 41263）
直通：(03) 5253-8571